

## アニバーサリー定期預金規定

お預け入れのアニバーサリー定期預金につきましては、本規定によりお取り扱いさせていただきますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

### 1. (自動継続)

- (1) アニバーサリー定期預金（以下この預金といいます）は、通帳記載の満期日に、1年後の応当日を満期日としたアニバーサリー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、この預金について所得税法第10条第1項の規定に基づく非課税扱いとし、かつ、この預金の満期日における利息を元金に組入れて継続する場合において、利息を元金に組入れることにより、当店を貯蓄の受入機関として非課税扱いの申告をした最高限度額を超過する場合には、その満期日以降のこの預金は、課税扱いの預金として継続するものとします。
- (2) この預金の継続後の利率は、第2条に規定する利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは、その満期日）までにその旨を申し出てください。

### 2. (利率の適用)

- (1) この預金の利率は、預入金額、当初預入日からの預入期間、および第1条第1項の自動継続の回数に応じて、次の定めにより適用するものとします。
  - ① 当初預入日から第1回満期日（第1回継続日）の前日までは、当初預入日における、預入金額、預入期間に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定した利率を適用します。
  - ② 第1回満期日（第1回継続日）から第2回満期日（第2回継続日）の前日までは、第1回満期日における、1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定した利率を適用します。
  - ③ 第2回満期日（第2回継続日）から第3回満期日（第3回継続日）の前日までは、第2回満期日における、1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定した利率を適用します。
  - ④ 第3回満期日（第3回継続日）から第4回満期日（第4回継続日）の前日までは、第3回満期日における、1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定した利率を適用します。
  - ⑤ 4回満期日（第4回継続日）以降の満期日（継続日）から次の満期日の前日までは、それぞれの満期日（継続日）における、1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率を適用します。
- (2) この預金の利率について、第1項の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときは、その継続日）から満期日の前日までの日数および第2条で規定する利率（以下「約定利率」といいます）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続後の預金についても第1項、第2項と同様の方法によります。
- (4) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入（継続をしたときは、最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%

③ 1 年以上 1 年 1 か月未満 約定利率×70%

※第3号は当初預入日から第1回満期日までの期間のみに適用されます。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約、または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に届出してください。

以上  
(2020年4月1日改訂)